

## 準備書面（2）

2011年 3月 7日

松山地方裁判所 御中

### 第一 審理契約ないし審理計画を定める必要性

#### 1、審理契約とは

まず、審理契約は「民事訴訟手続きの審理に関して、訴訟法上形成の余地の認められている事項について、裁判所と両当事者（訴訟代理人）との間でなされる拘束力のある合意」と定義される。訴訟契約とは異なり、裁判所も契約当事者となる点にこの概念の独自性がある。ここでいう「審理」は、訴訟手続きにおいて行われる弁論、証拠調べ、判決言渡し等の過程を広く含むものと解される。また、「訴訟法上形成の余地の認められている事項」とは、裁判所の裁量・形成の余地が何らかの形で認められている規範に関する事項を含む趣旨であり、民事訴訟法等により既に強行的に規定されている事項については審理契約は認められない。ただ、当事者間では処分できないとしても、裁判所（裁判官）が処分・形成の権限を有する事項であれば、審理契約の対象となりうる。したがって、期日や期間の指定・裁定なども契約対象となりうる（『法曹時報』山本和彦論文）。

#### 2、審理契約締結のメリット

民事訴訟は国家行政機能ではなく国民に対する司法サービスである。サービスである以上顧客の満足が最優先されるべきである。第一審で十分な審理がなされた場合無用の控訴を防げる。

本訴訟は代理人に委任しない本人訴訟の原告を含み、本人訴訟原告らはいずれも裁判の素人であり、事前に審理契約を結び、十分計画的な審理を進めることで裁判事故を回避できる。それによって憲法で保障された裁判を受ける権利が名実共に保障される。

#### 3、行政事件訴訟法の改正による審理の充実・促進が審理契約ないし審理計画を定めることを求めている

行政事件訴訟法が改正され、行政訴訟の審理の充実・促進という観点から、処分・

裁決の理由を明らかにする資料を提出させる制度が新設され、裁判所が、行政庁に対して、処分または裁決の理由を明らかにする資料(23条の2第1項)、裁決を経た場合には裁決の記録(同条2項)について、提出・送付を求める仕組みが法定された。

これは、民事訴訟法151条の定める釈明処分の特例として位置づけられるものであり、処分・裁決を審理する訴訟の早期の段階で、処分・裁決の理由・根拠に関する当事者の主張・争点を明らかにするための仕組みである。民事訴訟法上の釈明処分として提出を求めることができる文書は、訴訟において引用した文書で当事者の所持するものであるが(151条1項3号)、行政事件訴訟法23条の2ではこのような限定がないので、当事者による引用、当事者の所持は不要である。

改正前では、証拠の偏在など、原告と被告との間にある不平等さを是正するために、職権証拠調べの規定(24条)に基づいて裁判所が積極的に事案を解明することや、釈明処分(現行民訴法151条)・文書提出命令制度(同219条以下)を活用することによって審理に必要な情報を収集することが、裁判所に期待されていた。しかし、裁判所は、証拠を特定できない等の理由で職権証拠調べを行わず、行政庁は、釈明処分があっても一当事者という立場から自己に不利な証拠を提出しない一方、文書提出命令に対しては行政機関としての立場から「公務秘密文書に当たる」という理由を掲げてしばしばこれに従わないという事態が続いてきた。

改正法は、このような事態を打開し、審理の充実と促進を図るために、裁判所が行政庁に対して処分等の根拠や理由を明らかにする資料(1項)及び審理請求に係る事件記録(2項)の提出を求めることができるしくみを創設した。

本条創設の根拠として、訴訟における行政の説明責任という考え方が本条を支える理念として用いられた。行政の説明責任は国民主権原理から演繹されるものと考えられるが、訴訟の場においても課せられている行政に特有の責務があるのである。

原告が処分の違法性について主張責任を負う場合であっても、この責任を負わない被告国等に対して裁判所が処分に関する資料を提出させることによって、処分の違法性の根拠となる事実を原告が具体的に主張できるようにすることである。

釈明処分の対象となる資料の範囲として、対象資料は、民訴法151条1項3号にいう「訴訟において引用したもの」よりも広く、処分理由等を明らかにする資料であるが、さらに進んで「行政庁の判断を左右しえたであろう参考資料も含めて、適法な行政行為を基礎づける資料はすべて、法廷で明らかとすべき」という運用が望ましいといわれている。

これは、下記で求める具体的な審理契約ないし審理計画を定めて、そのなかで充実した審理の促進の観点から証人尋問などが不可欠であることを示している。

#### 4、民事訴訟法の改正による訴訟手続の計画的進行の新設が促す計画的審理

また、民事訴訟法の改正(2003年)により、次の同法第147条の2で訴訟手続の計画的進行が新設され、裁判所と当事者に、「適正かつ迅速な審理の実現のため、訴訟手続の計画的な進行を図らなければならない」と規定し、さらに、「裁判所は、審理すべき事項が多数であり又は錯そうしているなど事件が複雑であることその他の事情によりその適正かつ迅速な審理を行うため必要があると認められるときは、当事者双方と協議をし、その結果を踏まえて審理の計画を定めなければならない」とその義務を裁

判所に課した。

本件は、同規定の「審理すべき事項が多数であり又は錯そうしているなど事件が複雑である」ことに該当することは、原告の訴状・準備書面、被告の答弁書から明らかである。よって、同規定にもとづき、「審理の計画においては、次に掲げる事項を定めなければならない」事件である。

- 「 1 争点及び証拠の整理を行う期間  
2 証人及び当事者本人の尋問を行う期間  
3 口頭弁論の終結及び判決の言渡しの予定時期 」

先に述べた理由から本件審理において、以下のことが不可欠である。

- ① 本件は「審理すべき事項が多数であり又は錯そうしているなど事件が複雑であること」から六回程度の口頭弁論を持つこと。
- ② 各口頭弁論では充実した審理を行うために、争点及び証拠の整理を行う期間では、一回一時間の審理時間、証人及び当事者本人の尋問を行う期間では、一回二時間ないし三時間の審理時間をとること。
- ③ 被告今治市教委らは、本件に関する詳細な資料を独占的に保管・管理し、また、本件行為を行った当事者であり、当事者でないと知り得ない情報を独占している。その一方で、原告らは、本件における詳細な資料の正確な名称などを知り得る立場になく、本件行為を行った当事者ではなく、詳細な事実や経過を知り得ない。つまり、原告と被告とでは、極めて不公平な状況にある。ゆえに、本件について真実を発見し、充実した審理を実現するためには、裁判所は武器対等の実現に努める義務を負っていることから、行政事件訴訟法第23条の2にもとづき、本件に関する被告らが独占している資料・記録の提出を求めること。
- ④ 以上の観点から、第一回口頭弁論期日において、裁判所と当事者との間で協議し、下記のような内容の審理契約ないし審理計画を定めること。

(1) 争点及び証拠の整理を行う期間

次の㉗～㉙について、各一回の口頭弁論を行い、各論点について互いの主張・立証を行い、本件についての整理を行う。

- ㉗論点の採択及び検定における適正手続などに関する主張・立証
- ㉘本件教科書が適切な教科書であるのかに関する主張・立証
- ㉙本件財務会計行為に関する主張・立証など

(2) 証人及び当事者本人の尋問を行う期間

上記(1)で行われた本件の整理にもとづき、下記の㉗～㉙に関する証人尋問の口頭弁論(一回)を行い、真実を解明するための審理を行う。

- ⑦高橋実樹今治市教委教育長、小田道士司今治市教委委員長、井門裕彦今治市教委委員、大成和幸今治市教委事務局総務課課長に対する本件採択・検定手続に関する証人尋問。
- ⑧高嶋伸欣琉球大学名誉教授、藤岡信勝「つくる会」代表(本件歴史教科書の執筆者)などに対する本件教科書が子どもたちに適切な教科書であるのかに関する証人尋問。
- ⑨菅良二今治市長、ト部朋之今治市総務部契約課課長、財務会計行為に関する専門家としての学者に対する証人尋問。

(3) 口頭弁論の終結及び判決の言渡しの予定時期

(1)(2)での審理を踏まえて、互いの主張・立証を尽くすための最終弁論を行う口頭弁論を一回行う。

## 5、結論

上記のような理由で、上記のような内容の審理契約ないし審理計画を定めることを求める。

以上